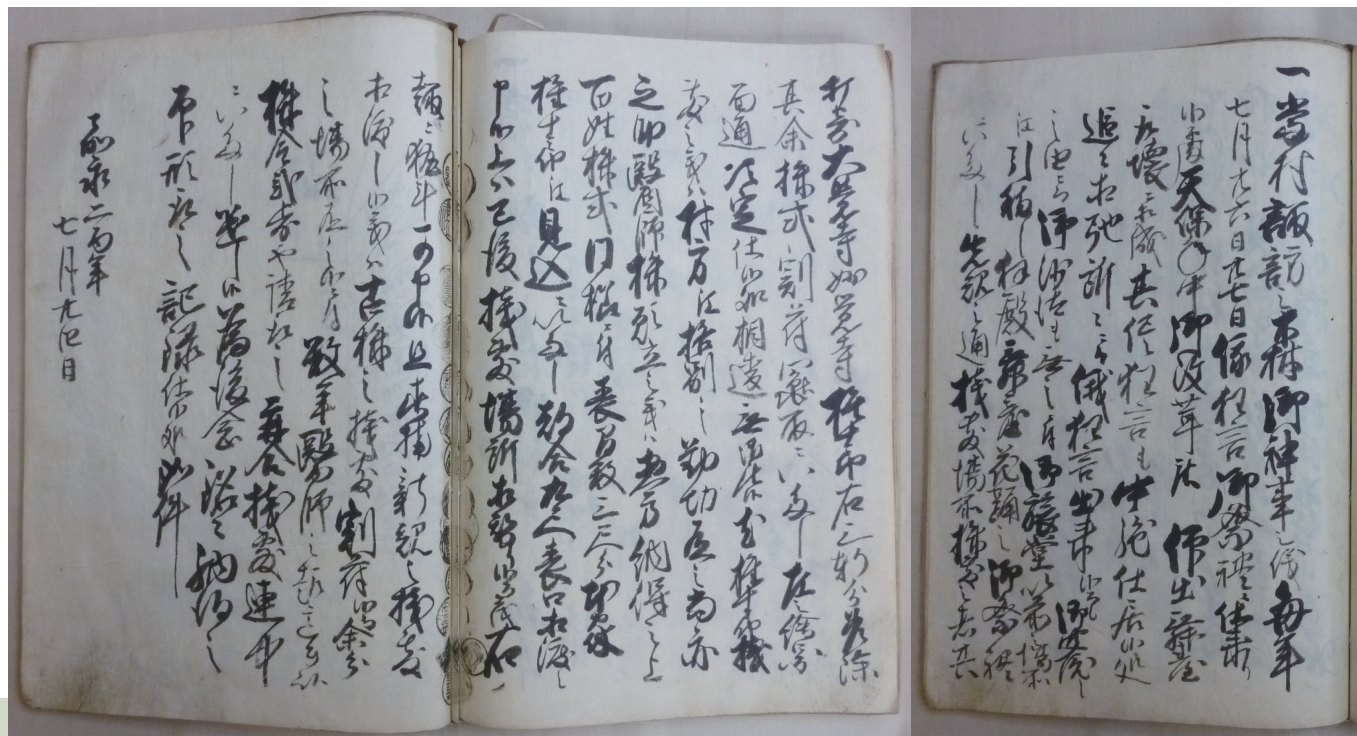




下呂市教育委員会・下呂ふるさと歴史記念館

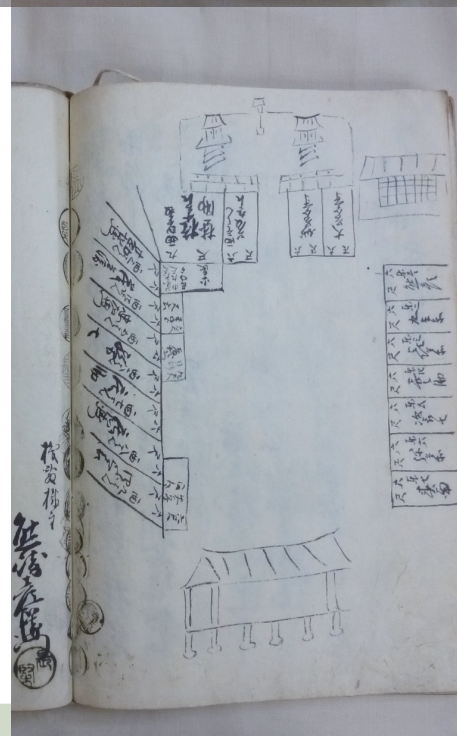
博物館だより

第24号
2018.9



(芝居棧敷割付取極一札之事) / 嘉永2年(1849)
／下呂市教育委員会所蔵 萩原町村文書「記録」より

「萩原町村文書」は、現在の下呂市萩原町の萩原上区・中区・下区に永らく保管されてきた文書で、平成22年度に下呂市に寄贈されました。その中の「記録」(6-1-6)には、江戸時代の村内部の諸事・費用負担の割合・周囲の村とのやりとりに関する留書に加え、村の祭礼行事に関する記録もありました。ここに紹介する「芝居棧敷割付取極一札之事」は、今に失われた「諏訪の森の舞台」の記録だったのです。



- 諏訪の森にあった！？ 村芝居の舞台 ～萩原町村文書の整理から～
- 下呂市の指定文化財紹介 ～御厩野口留番所門扉^{もんぴ}～
- 平成30年度前半期の文化財調査と公開事業から

諏訪の森にあった!? 村芝居の舞台 ～萩原町村文書の整理から～

現在の下呂市には、村芝居（地歌舞伎）が御厩野の鳳凰座と門和佐の白雲座で演じられています。住民の大人・子供の役者が演じるその芝居は、多くの人を魅了し、観光客の人気も上々です。

しかし、村芝居が長い歴史の中で一時、禁制の対象になったことは多くの人に知られていません。和佐村に残った「御用廻状・願書留書」には、天保13年（1842）に高山役所の豊田友直郡代が芝居を禁じ、また舞台取壊と衣裳差し出し命令が下ったことが記されます。また記録には、和佐村以外の門和佐・下原・野上の舞台がやむなく取り壊され、竹原はいまだ現存とあります。今から176年前の下呂市内では、幕府から禁止の対象となるほど、芝居が百姓のささやかな楽しみとして演じられていたことがわかります。

さて、実はその芝居舞台が諏訪神社にあったというのが右の文書からわかります。平成29年度に益田清風高校の教員だった小川晃太郎先生はこの文書に注目し、諏訪神社の祭礼行事に^{にわかきょうげん}俄狂言（素人芝居）があり、江戸時代の天保年中（1830-1843）に舞台が取り壊されたこと、そして狂言も中止されたことを指摘しました。

興味深いのはその後です。この文書は嘉永2年（1849）に書かれたものです。芝居上演に厳しかった幕府による禁制も緩み、拝殿舞台を再興したとあります。続けて、芝居の席をくじ引きにて決めています。舞台に向かって右側に西壱番から九番まで、左側に東壱番から七番までを割り当て、くじの番号で席を割り当てたのでしょう。なおくじ引きの際、大覚寺・妙覚寺・（戸谷）権十郎の3席は除き、各々には拝殿正面の最も良い席を割り当てています。また、普通の棧敷株主となった医師春楠は、金二分（一両の半分）という高額な代金を支払っています。後の明治2年（1869）の萩原町村の家数は116軒ですから、文書に登場する席の数はわずか1割程度。そのため、多くの村人は周囲で立ち見であったことが推測されます。

その後の舞台の行く末は機会を改めてご紹介します。

（改頁）

一、 当村諏訪之森御神事之儀、毎年七月廿六日廿七日俄狂言御祭礼_ニ仕来り候処、天保年中御改革被_ニ仰出舞台取壊_ニ相成其儘狂言も中絶仕居候処、追々相弛所々_ニ而俄狂言出来候_而も御聞流し之由_ニ而御沙汰も無之_ニ付、御旅堂以前之場所_江引移し拝殿舞台花踊之御祭礼_ニいたし先規之通棧敷場所株敷之者共

（改頁）

打寄、大覚寺・妙覚寺・権十郎右三軒分差除其余株式割符圖取_ニいたし左之絵図面通次定仕候処、相違無御座候、尤権十郎棧敷之義ハ村方_江格別之勤功有之、尚亦之助医師株願立之義ハ惣方納得之上百姓株式同様_ニ付、表間数三尺分本家権十郎_江見込_ニいたし都合九尺表口相渡し申候上ハ、已後棧敷場所相替り候_而も、右

（改頁） 印印印印印印印印印印印印印印印印印

趣_ニ執計可申候、且春楠新規之棧敷相渡し候義ハ古株之棧敷割符候_而、余分之場所有之候_ニ付、数年医師之趣意ヲ以株金式歩也請取之並合棧敷連中_ニいたし遣し候、為後念、銘々納得之印形取之、記録仕候処、如件

嘉永二酉年

七月廿四日

（改頁）

【扉写真一神社境内と棧敷割付図一】

（改頁） 印印印印印印印印印印印印印印印印印

棧敷株主 熊崎彦右衛門^印
同断 他6名^印

（改頁）

同断 他6名^印
組頭

同断 庄右衛門^印

（改頁） 印印印印印印印印印印印印印印印印印

同役

同断 孫七^印

名主

同断 権十郎

同断 文右衛門^印

下呂市の指定文化財紹介～御厩野口留番所門扉～^{もんぴ}

“口留番所”というものがあります。江戸時代の藩や国の境に幕府や諸大名が置いた出先機関のことです。そこでは村人の出入りを管理すると共に、出入する物資にかかる口役銀、今でいう関税の徴収を行っていた施設のことを指します。下呂市内にも交通の要所に9箇所の口留番所があり、これらは高山藩時代にこの地を支配した金森氏が設置しました。幕府領となった後も番所としての機能は引き継がれ、うち6箇所は明治時代の初めまで存続しました。

下呂市御厩野にかつて存在した「御厩野口留番所」もまた、明治4年(1871)まで飛騨と美濃の境目にあり、物や人の往来を見てきた番所のひとつです。屋敷の広さは22歩(約73㎡)で、他の番所と同様、地役人が口留番所の役人として勤めていました。江戸時代の仕事の引き継ぎ書である「御厩野口御番所演説書」によると、幕府領になり飛騨から江戸へと続く交通の要地として更に物流が活発になっていくの中で、役人たちは、口役銀を払わず品物を隠し運ぼうとする者や、出身を偽り手形のないまま番所を通過しようとしている者を厳しく取り締まりました。そのような御厩野口留番所は、国と国の境目ということもあり、時代の節目の出来事とも大きく関わる場所でもありました。

時に明治2年(1869)2月、高山で起きた出火が、飛騨国内でくすぶる民衆の不満を燃え上がらせました。旧幕府領である高山県をその当時治めていたのは、梅村速水という27歳の若き知事。彼は新政府の下、知事になると次々と改革を推し進めていましたが、理想に満ちた急進的な改革は、幕府領として長くあった飛騨の人々の生活の基盤を根本から変えてしまうものであったため、彼らを苦しめ、不満を募らせる結果を生みました。

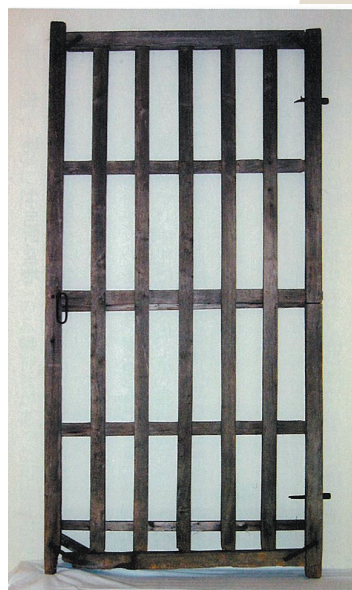
梅村速水は反梅村の動きを止めようと京都に向かいましたが、その留守中に不満を持った民衆は蜂起します。県庁はもちろん、知事の政策を推し進めるための手足となった勧農役や教諭方の人々の家を次々と打ち壊し、火をつけていきました。京都にて騒動を知った梅村知事は、高山県に戻ることを政府

から禁じられていたにもかかわらず、自らが治めている県での一揆は知事である自分が収めるべきという強い責任感の下、高山の役所へと戻ろうと動きまわります。その行動は過熱した民衆の怒りに油を注ぐ結果となり、彼は高山の役所にたどり着くことなく、萩原町村に到着したところを南下してきた民衆に襲撃されました。

村は一気に火の海となり、後に「萩原戦争」とも呼ばれた激しい銃撃戦と激突の中、命からがら逃げ延びた梅村知事は肩に銃弾を受けながら、御厩野口留番所へと辿り着きました。当時、口留番所役人を勤めていた岩城昇平は二言三言言葉を交わすと、素早く知事一行を通します。そんな彼の乗る駕籠を狙うように、暴徒の火縄銃は口留番所の中庭から撃たれたとも伝わります。

この時少なくとも梅村知事は苗木に留まり、体制を立て直し、暴徒を鎮めるつもりでいました。しかし彼は決意をなくし京都に送られ、騒動の責任を負い、29才の若さで獄死します。二度と飛騨の地を踏むことはありませんでした。

江戸時代の終わりと明治時代の始まりに、若き知事の思いや人々の怒りを見つめた御厩野口留番所は、明治5年(1872)に御厩野村の今井六右衛門に売り払われました。現在は取り壊され、その姿を見ることはできませんが、口留番所の門扉^{もんぴ}が御厩野区に寄贈され、昭和48年(1973)3月16日に下呂町の文化財に指定されました。御厩野公民館の玄関先の懐かしのピンク電話の横^{たたず}に佇む扉は、役目を終えた今も絶えず変わりゆく時代を静かに見守っています。



御厩野口留番所門扉

平成30年度前半期の文化財調査と公開事業から

●ふるさとの歴史講座

(平成30年6月14日・21日・28日：星雲会館)

今回のテーマは「萩原の村芝居」でした。久津八幡宮の祭礼記録類18点が岐阜県重要文化財に指定されており、その中の「久津八幡宮祭礼日記」には途絶えたにぎやかな祭礼の様子が克明に記録されています。宝永3年(1706)の祭礼では、獅子舞を先頭にした神輿と武者行列が境内に練りこむことに始まり、和氣(脇)狂言・神楽と続き、そして村芝居が登場します。この時は「景清^{かげきよ}二度の御利生^{りしやう}」が演じられ、役者は全て村人です。祭礼は明治時代中頃まで続けられたと伝わります。現在は、御厩野の鳳凰座、門和佐の白雲座で村芝居が演じられるのみとなっていますが、かつては村人のささやかな楽しみとして各所で村芝居が演じられていました。



●桜洞区が所蔵する古文書の整理

萩原町桜洞区では、年に1回、区の行事として古文書の虫干し作業を実施しています。縣神社に保管される区の文書は約500点あり、そこには江戸時代前期の検地帳の他、村絵図・各種書状が含まれます。地元で自主的に保管・整理作業を継続し、台帳整備も開始されています。このような行事は、地域の歴史を次世代に伝承する大切な行事として注目されます。今年は8月10日に実施されました。

小学校での出張授業等の記録

萩原小学校6年生の「総合的な学習」の授業で、“ふるさと調べ”を年間通じて行います。萩原小学校6年生の修学旅行先である奈良・京都の事前学習として、6月6日・8日の授業では奈良と飛騨に伝わる「飛騨の匠」伝説について学習支援をさせていただきました。6月21日・22日には、国の重要文化財建造物の久津八幡宮本殿・拝殿を見学し、古い建築技術を観察しました。後半期は、萩原の街中に残る城跡や街道の町並みについて一緒に学ぶ予定です。

また、5月13日には湯之島区の行事で「古い記録に登場する伊能忠敬と江戸時代の湯之島」と題した講話を行いました。



《編集後記》

下呂市には国や自治体に指定された文化財が約500件あります。古い時期に指定されたものが多く、今では指定されたいわれも定かではない事例もあります。現在、文化財の価値を再発見・再確認する作業を文化財係では進めており、来年春には新文化財マップを刊行する予定です。

博物館だより 第24号

発行日 平成30年(2018)9月30日

編集・発行 下呂市教育委員会

〒509-2517 下呂市萩原町萩原 1166-8 下呂市教育委員会
教育総務課文化財係

電話 0576-52-4800 FAX 0576-52-3166